

羽幌町公共施設マネジメント計画
アクションプラン
(2017年度～2046年度)

第1節 策定の目的

本アクションプランは、実際の施設更新（建設場所の選定、基本設計、実施設計等）を行う時期の目安を定めるものであり、羽幌町公共施設マネジメント計画に基づき、計画期間中に個別施設の建替や大規模改修等を実施していくための具体的な行動計画として策定するものです。

第2節 前提条件

以下を前提条件とします。

(1) 改修で考慮した改修部位や更新周期は、本来望ましいとされる建築部位や設備機器の更新周期ではなく、最低限必要な建築部位や設備機器に限定しているため、実際の工事計画にあっては、老朽化の進行度合い等に応じて更新の必要な部位や設備機器を適宜見極める必要があります。

(2) 改修費の算出にあたっては、一定のルールに基づいた単価設定により積算しているため、実際の工事計画にあっては、建築仕上げや改修面積を対象建物の実情に応じて、適宜見直す必要があります。

(3) 本アクションプラン策定にあたり、公共施設マネジメント基本方針に基づいた個別施設の統廃合方針を設定していますが、個別施設の廃止や統合にあっては、利用者や関連団体との協議が必要不可欠であるため、設定している統廃合方針は、現時点の暫定的な方針です。

(4) 個別施設の統廃合方針や将来ニーズ等の予測は、平成25年度時点の将来人口予測や施設利用状況等に基づいたものであり、今後人口推移や施設の利用状況などが変われば、公共施設の方針や評価も見直しが必要となります。

(5) 既往の個別計画（事業費を含む）がある場合は、後述する事業費の算出方法によらずに個別計画で計上している事業費を優先します。

考慮した個別計画

「橋梁長寿命化修繕計画」（平成25年度）

「羽幌小学校校舎改築基本構想」（平成24年3月）

「公園施設長寿命化計画」（平成26年3月）

第3節 策定期間

公共施設マネジメント計画期間である平成29年度（2017年度）から平成58年度（2046年度）の30年間とします。

第4節 統廃合方針の設定

(1) 制約条件を踏まえた検討

現在保有する公共施設をすべて維持すると仮定した場合、その建替・改修・除却に要する費用は、特定財源を除く一般財源ベースで1年当たり約8.6億円と試算されています。一方、過去5年間で公共施設に支出してきた投資的経費の平均が約2.9億となっていることから、今後30年間で使用できる財源は、概ね88.4億円程度と考えることができます。

公共施設の統廃合方針を検討するにあたっては、使える財源の範囲内という制約条件のもとで検討を進めていかなければならないため、計画で見込む最終的な必要経費（一般財源）の総額は、88.4億円以下にする必要があります。

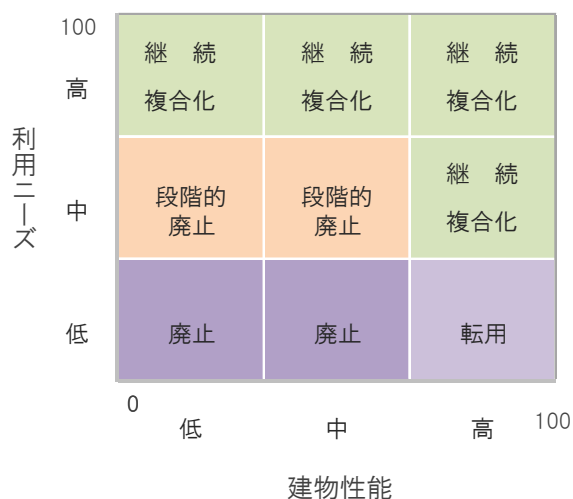
(2) 評価判定の考え方

① ポートフォリオ

施設の統廃合方針は、当該施設の利用状況や住民ニーズ、建物の老朽化の程度等を評価尺度として、総合的に勘案した上で決定する必要があります。

施設調査の結果や管理担当課へのヒアリング等の結果から施設の利用ニーズと建物性能を定量評価し、次図に示す2軸のポートフォリオ上に評価結果をプロットすることにより各施設の統廃合方針を一次判定しています。

【統廃合方針の判定基準（ポートフォリオ）】



ポートフォリオにより判定される統廃合方針は、利用ニーズと建物性能の評価点に応じて、「継続」、「段階的廃止」、「転用」、「廃止」の4つに分類されます。それぞれの方針の定義を次表に示します。

方針の区分		方針の説明
継続・複合化	改修	「利用ニーズ」は高いが、「建物性能」が要求水準を満たしておらず、大規模な改修が必要と判断されることから計画的に改修を実施して「保有継続」する施設
	建替	「利用ニーズ」は高いが、「建物性能」が要求水準を満たしておらず、建替が必要と判断されることから計画的に建替を実施して「保有継続」する施設
	除却	他の施設との複合化により、利用しなくなった施設
段階的廃止	—	「利用ニーズ」が中程度であり、「建物性能」が要求水準を満たしておらず、大規模な改修若しくは建替が必要と判断されることから耐用年数まで「保有継続」するが、耐用年数を迎える時期に他施設への統合を図り、「段階的廃止」する施設
転用	維持 改修 建替	「利用ニーズ」は低い、「建物性能」は要求水準を満たしていることから、用途変更等を検討して「転用」を進める施設
廃止	売却 譲渡 除却	利用ニーズが低く、「建物性能」も要求水準を満たしていないことから、施設を「廃止」し、民間への売却・譲渡、除却、管理等を進める施設

② 施設必要量の分析

財源上の制約条件やポートフォリオ分析結果を意識しながらも、公共施設を利用した行政サービスは、一定の水準を維持していく必要があります。そのため、個々の施設の利用状況や老朽度等を勘案し、無駄な施設やスペースの統廃合、人口規模に見合った最適な供給量への調整といった「必要量」を重視した検討を進めていく必要があります。

第1は、現在すでに余剰となっている施設やスペースの改革であり、使われていない施設、利用率が低い施設の現状や課題を分析し、真に必要な施設を精査します。

第2は、将来的な需要に基づく量の改革であり、人口構成の動向や少子高齢化の進展によって、公共施設の量や種類を将来的に変更していきます。

第5節 整備内容

第1項 整備種別

アクションプランで整理する整備種別は下記のとおりとします。

1	建替	既存の建物を撤去・解体し、新規に建設する ※複合化・統合を含む
2	大規模改修	既存の建物の外部（屋根・壁）及び主要設備を全面改修する
3	除却	既存の建物を撤去・解体する

第2項 工事計画及び工事の時期

統廃合方針に応じた工事計画時期は、投資平準化や工事発注の単位等を考慮し、以下のよう
に計上します。

(1) 建替

耐用年数を経過している建物で老朽化が激しいものを優先的に実施するが、用途や利用
状況、耐震対応の状況、実施年度に必要となる財源等を勘案し、状況によっては耐用年数
にかかわらずに優先順位を決定します。

(2) 大規模改修

既存の施設については、過去の工事履歴、現段階での老朽度、危険度等を勘案した中で、
優先順位を決定します。また、建替更新を実施した施設については、20年毎の実施を基
本とした中で、実施年度において必要となる財源等を勘案し時期を決定します。

(3) 解体

毎年2,000万円程度の予算の範囲内で実施するものとし、放置しておく危険な状態に
ある建物や解体しなければ建替を実施できない建物等、優先度の高いものから順次実施す
るものとします。

第3項 事業期間

施設の規模や用途に応じた事業期間を設定します。

施設の規模や種類によって、場所の選定、基本構想の検討、基本設計や実施設計、建設工
事等の期間がそれぞれ異なってくることから、それらを考慮した事業期間を設定します。

各施設の事業実施期間

区分		基本構想	基本設計	実施設計	工事期間
建替	3,000 m ² 以上	1年	1年	1年	3年
	2,999 m ² ～ 1,000 m ²	1年		1年	2年
	1,000 m ² 未満	1年			1年
		1年 ※倉庫や車庫等の施設で小規模のものについては、単年度で実施			
改修	3,000 m ² 以上	1年			2年
	2,999 m ² ～ 1,000 m ²	1年			1年
	1,000 m ² 未満	1年			
解体	全施設	1年			

(参考)

区分	施設名
3,000 m ² 以上	サンセットプラザはぼろ、羽幌中学校、羽幌小学校、役場庁舎 総合体育館、中央公民館
2,999 m ² ～ 1,000 m ²	ハートタウンはぼろ、しあわせ荘、栄町夕陽ヶ丘団地、天売小中学校 武道館、羽幌浄化センター、羽幌町勤労青少年ホーム（大ホール含む） 羽幌小学校屋内体育館、羽幌中学校屋内体育館、焼尻めん羊育成施設
1,000 m ² 未満	上記以外の施設

第4項 一般財源負担等の考え方

単年度で多額の一般財源が必要となるような計画となつては、行政運営全体に影響があり、計画の実行が困難となるため、上記第3項の「事業期間」で導き出された実施時期を基本としながら、単年度当たりの費用負担を平準化すべく実施時期の分散を図っています。

また、建替や改修の多くが過疎債等の起債の充当を見込んでいることから、その借入の限度額等も考慮した中で、実施時期を平準化しています。

第6節 事業費の算出

第1項 公共施設

別紙単価表により建替、大規模改修、除却の事業費を算出します。

また、消費税については税率10%としています。

※実施設計費は、実績に基づき事業費総額の4%

事業費 = 単価 × 数量 (延床面積)

第2項 インフラ

区分	事業費
道路	毎年の事業費を5,000万円とする
橋梁	平成36年までの事業費は「橋梁長寿命化修繕計画」に基づくものとし、平成37年以後は毎年8,000万円とする
下水道	毎年の事業費を2,010万円とする
簡易水道	毎年の事業費を500万円とする